破産手続終結

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０７６号
東京都葛飾区奥戸２丁目５番13号
清算株式会社　株式会社タジマ
代表清算人　田島　道子
1　決定年月日　令和７年12月19日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第３号
京都府船井郡京丹波町保井谷三ツ枝38番地
清算株式会社　瑞穂農林株式会社
代表清算人　村居　一也
1　決定年月日　令和７年12月19日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
京都地方裁判所園部支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０５７号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号　新国際ビル４階
清算株式会社　株式会社クイナ
1　決定年月日　令和７年12月22日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０６２号
東京都港区新橋１丁目１番13号
清算株式会社　ＡＮＡ　ＮＥＯ株式会社
1　決定年月日　令和７年12月19日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第３０２９号
大阪府松原市西大塚１丁目３番29号
清算株式会社　工藤工業株式会社
1　決定年月日　令和７年12月23日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第２号
愛媛県松山市東石井４丁目18番３号
清算株式会社　株式会社ハット
代表清算人　吉見　達治
1　決定年月日　令和７年12月19日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
松山地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第２号
福岡県久留米市田主丸町石垣1241番地３
清算株式会社　ＷＫ株式会社
1　決定年月日　令和７年12月23日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和７年（ヒ）第３号
福岡県久留米市田主丸町石垣1241番地３
清算株式会社　ＳＷ株式会社
1　決定年月日　令和７年12月22日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和７年（ヒ）第５号
熊本市東区桜木４丁目16番29―２号202
清算株式会社　株式会社ＭＳＩ
1　決定年月日　令和７年12月22日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
熊本地方裁判所民事第１部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１０号
栃木県河内郡上三川町西汗1684番地20
清算株式会社　株式会社宇塚
代表清算人　蓬田　勝美
1　決定年月日　令和７年12月22日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
１．清算株式会社は、各協定債権者に対し、各協定債権者の協定債権額の10.2218％を、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に弁済する。但し、宇塚義夫については債権放棄の申出があったことから弁済を行わない。
２．各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３．第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者(但し、宇塚義夫を除く）に対し、換価代金から必要費用を控除した残金を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
宇都宮地方裁判所第１民事部

包括的禁止命令

再生手続開始

再生手続終結